

公益財団法人つなぐいのち基金

平成27年度 第三回 理事会議事録

- 開催場所 つなぐいのち基金 運営事務所 三井第二別館 会議室、および電子会議・電磁的記録
(電子会議・電磁的記録は、Web ツール「chatwork」「理事会(WEB 会議室)」使用)
- 開催日時 平成27年7月10日(金) 14時00分～15時00分
平成27年7月15日(火) 12時00分
- 理事現在数及び定足数 現在数 6名、定足数 6名 (出席 4名、電磁的記録 2名)
- 出席理事 6名 監事 1名
(本人出席) 鶴居代表理事 清水専務理事 豊住常務理事 安藤理事
(テレビ電話での出席) 福岡監事
(電磁的記録) 伊藤理事 村尾理事
(議案説明及び報告) 豊住常務理事兼事務局長

5 議案

【決議および承認事項】

議案1 「内閣府への変更認定申請に関する承認」の件

【報告事項】

- 報告1 6/11 内閣府大臣官房公益法人行政担当室 審議官 ヒアリングおよび指導について
報告2 理事について(内閣府セミナー「公益法人の役員等の役割と責任(7/21)」出席予定)
報告3 7/12から助成先の支援としてのシニアボランティア紹介 スタート

6 会議の概要

(1) 定足数の確認

冒頭で豊住常務理事兼事務局長から定足数の充足を確認した。

(2) 報告

決議事項についての判断材料も含むため、議案の審議の前に報告事項について説明を行った。

(3) 議案の審議状況及び議決結果

定款に基づき、鶴居代表理事が議長となり議案の審議に入った。

<報告事項>

- 報告事項1 6/11 内閣府大臣官房公益法人行政担当室 審議官 ヒアリングおよび指導について
議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、報告事項1の説明があった。
内閣府大臣官房公益法人行政担当室 審議官からの指導事項は大きく下記の3点
- 高齢者を対象とした不正や事件が多発し、社会問題となっている。当法人の申請内容では当該リスクに対して適正な判断ができないため懸念点が多い。
 - 上記を背景に、事業領域についての専門的な知識を有しているとは限らないため、公益認定等委員会の委員が理解しやすく、上記の問題が生じないことを確認できる具体性がない。
 - 理事の知識・認識・適性、理事会の機能について再考の必要があるではないか。

上記の伴い、いくつかの質問をさせていただいたところ、下記の通り認識の不足があったことが判明した。

(認識不足事項)

- ・セミナー開催(参加料領収)や社会貢献消費などは、収益事業であるとは限らない
- ・上記も含め、3事業としてではなく、公益が確認できることを絶対要件として、1つの公益目的事業での実施も可能。
- ・将来(2年以上先)において実施予定の事業は申請できない。(準備等の記載は可能)
- ・公益性が維持されることが確実にできる仕組み・基準の明確性が大幅に不足。
指摘事項・認識不足事項を踏まえ、一度「取上げ申請」を行い、事業計画の再設計、理事会での再度十分に審議の上で再度申請することとした。

報告事項2 内閣府セミナー「公益法人の役員等の役割と責任(7/21)」出席予定

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、報告事項2の説明があった。

先般の内閣府指摘にて理事および理事会の役割・責任・機能の徹底との指導があった。当法人内でも再度学習と認識の徹底が必要である。7月21日(火)に内閣府主催の新任理事向けセミナーに出席するので内容の共有を含め勉強会を開催する。同セミナーテキストでも次の資料を精読いただきたい。「公益法人の各機関の役割と責任」「移行後の法人の業務運営と監督について」尚、勉強会は次回の理事会に併せて開催予定としたい。

報告事項3 7/12から助成先の支援としてのシニアボランティア紹介 スタート

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、報告事項2の説明があった。

変更認定申請の承認後を視野に、現状は助成先団体のみ対象とした付加的支援として進めているシニアボランティアのコーディネートの第一号紹介者の面談が7月12日(日)に助成先施設長により実施される予定である。

<決議事項>

第1号議案 「内閣府への変更認定申請に関する承認」について

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、「内閣府への変更認定(再)申請に関する承認」について議案説明があった。

(鶴居代表理事)

5月29日変更認定申請の取上げの経緯は報告事項により理解できているが、その後の再申請へのプロセスについて説明して欲しい。

(豊住常務理事)

前回の申請の取上げ後、事務局にてリバイス案を検討の叩き台として作成の上、6月26日(金)に代表理事、専務理事、常務理事兼事務局長にて、事業計画策定のための会議を開催した。主に公益のためより多くの受益者を対象とするための事業規模拡大に向けた具体的な資金計画と公益性確保のための基準を吟味した。

(鶴居代表理事)

申請案について全理事および監事に説明して欲しい。

(豊住常務理事)

既読いただいている申請書類の中で事業内容についてはメインとある「別紙 2_2.(1) 公益目的事業 1 について (申請案)」に基づいて説明する。

変更理由については、予てより懸案事項としていた主たる支援者である高齢者自身の社会課題と一緒に解決し、高齢者の活性化を図るとともに当財団を自らの財団として支援いただくことで、次代を担う子どもたちへの支援を強化するためである。同時に、超高齢者社会の日本の活力を高めることにもつながる。

事業は大きく 4 つに分類し、それぞれに平成 27 年度下期から平成 28 年度上期を目途に実施する事業を「実施事業」、それ以降に事業を計画しているものは、「準備事業」「事前調査事業」として記載した。

尚、「準備事業」「事前調査事業」の事業実施はあくまで変更認定申請の認定後である旨を強調して記載している。準備・調査段階を含めた事業全体の概観を伝えることで、変更の目的を理解いただけるように記載している。事項項目の個々については既読いただいた通りである。

また、選定や講師などの基準については、公益性（特に不特定多数を対象とした利益の確保）と公平性、内容の適正性と継続性についての信頼を認識いただけるよう、具体的で分かりやすい表現を意識して記載としている。

(福岡監事)

収支予算書について、収支相償の確保を踏まえて問題はないか。

(豊住常務理事)

収支相償を確実なものとするため、助成金支給については、毎年 12 月末に更新となる賛助会員会費の継続および入金状況に応じて、支給総額を決定することが可能な方式に変更している。

(福岡監事)

理事以外の職員の労務費の確保や事業の追加も踏まえると、経常収益が不足なのではないか？

(豊住常務理事)

収益計画については、平成 26 年度の計画と実績の乖離を反省しモデレートなものとしている。変更認定後に支援者の拡大施策を実施していく。

(清水専務理事)

主要な支援企業であり供養関連企業の会員募集をサポートしている企業の経営上の課題により、今年度の積極的な新規募集は難しい状況である。変更認定申請の認定後に高齢支援者を増やし、来季以降に供養関連企業の賛助会員募集を積極化させたい。

(安藤理事)

立入検査の可能性もあり、また、内閣府大臣官房公益法人行政担当室審議官の指摘もあるので、ガバナンス強化、および理事の認知と知識の向上も必要であると考えます。

(豊住常務理事)

これまで四半期毎の理事会のみの議事となっていたが、セキュリティの強いクラウドツールを活用し、運営状況の共有を随時図れるようにしていく。また、報告事項 2 の通り、資料の精読と勉強会について強いコミットメントをお願いしたい。

(鶴居代表理事)

内閣府より求められている具体性と公益性の確保については、現時点で当法人としては一定の要件を満たしたものとなっていると思料する。変更認定申請の補正指示があった場合は速やかに対応したい。今後は、理事会を含めた運営面での強化を留意していきたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、12時00分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び理事は記名押印する。

平成 27 年 7 月 10 日

代表理事 鶴居 由記衣 

専務理事 清水 祐孝 

常務理事 豊住 吉弘 

理事 安藤 算浩 

監事 福岡 武彦 

以上のとおり、併せまして電磁的記録により理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 27 年 7 月 15 日

常務理事 豊住 吉弘 

監事 福岡 武彦 